

京都府及び京丹後市に対する防衛省側回答についての見解

京都府及び京丹後市に対する防衛省回答は、16ページと24ページに及ぶ量であるが、質問項目について、断片的でありかつ一問一答形式ながら核心となる部分には極力触れないようにした極めて官僚的的回答である。

大きくは6項目で回答している。

先ず、大前提としての、今次米軍専用レーダー基地は、なぜ京都府京丹後市・経ヶ岬なのか、何のためにおかれるかについての回答を意図的に避けていると言える。

以下、近畿中部防衛局名の回答について、5項目に大別して、府民の会準備会の見解とする。

1) Xバンド・レーダー配備の理由（日本に対するメリット）について

回答は、「弾道ミサイル防衛は、我が国の安全保障にとって極めて重要な課題」とし、「北朝鮮の弾道ミサイルの長射程化、高精度化に係わる技術が進展」と北朝鮮の脅威を指摘しつつ、「弾道ミサイル攻撃から日本を防衛するに際してより安全を期す」としている。

米軍専用レーダー基地（Xバンドレーダー）は、米国の本土防衛用の弾道ミサイル防衛（BMD）システムであり、本質は地球的規模で配置される核弾道ミサイルの探知・識別・追尾と迎撃破壊ミサイル等の探知から破壊までをコントロールする指揮・通信システムから構成されるものである。米国の極めて重層的な防衛システムで構成されるBMDの前方配備の探知・追尾のレーダーとして配備されるものであることの本質を説明していない。

また、BMDこそは米国の核戦略態勢における楯の役割の前線配置として機能し、米国の核ミサイル攻撃（槍）と合わさった核戦争戦略の一部を担うことが極めて問題である。

一般論的に北朝鮮の脅威を言いながら、「日本防衛の万全を期す」との説明は本質的な説明ではなく、恣意的である。

また、防衛政務次官の山田知事等への説明では、すでに日本のレーダーシステムやイージス艦配備、PAC3の配備で「我が国の防衛態勢はできている」との事実と、仮に日本防衛に本当に必要ななら日本が設置するはずで、米軍専用基地とすることと矛盾している。

2) 米軍専用レーダー基地が配備された場合の危機管理対応について

「攻撃の予兆等が確認されれば」、「必要な措置をとるなど、万全の態勢」であり、自衛隊の体制は、「攻撃を抑止する効果が十分」というが、米軍専用施設はそもそも米軍が守ることとなっている。さらに、米軍の警備については、「米側において検討中」との説明でしかない。また、現状でも「武装工作員等への対処」で自衛隊と京都府警で共同実働訓練をしていることは、レーダー基地への攻撃の危険性があると想定されていることだ、やはり米軍基地が設置されれば、もっと危険性がますことにならないのか。責任ある回答を行っていない。

関連して、「ミサイル防衛システムレーダーの一つ」であり「無効化しても大きな支障がない」と説明するが、それならばわざわざ近畿及び京都で初めての米軍専用レーダー基

地とする必要性があるのか疑問である。さらに、配備される米軍レーダーは、アメリカ本土を守るための「弾道ミサイル防衛システムのレーダーの1つであり」との説明は、日本に設置されなくても特に問題はないということになる。「レーダーを無効化してもシステム全体の対応能力を減殺」しないし、アメリカ本土のための「弾道ミサイル防衛に重大な支障を生じるような効果を与えることになりません」ということは、なぜ京都に米軍専用レーダー基地をおかなければならないのか、根本的な疑義がある。

3) Xバンドレーダーの住民等への影響について

電波は、「被照射体に熱発生させる」とあるが、いわば巨大な電子レンジにさらすことを意味している。「自動車の速度測定や・・・でも使用される周波数帯域」ではあっても、速度測定での電波出力は小さい。気象レーダーの直近で人体を晒しても問題はないのかについて答えていない。「細胞の遺伝子を損傷する等の被害は生じてない」との言い方は、問題のすり替えであり、直近での「熱作用」に実態を明確に示すべきである。家庭用の電子レンジでさえ、覗き込んだ入り防護のガラス面がないままの使用は禁止されている。家庭用の電子レンジは500w。TPY-2レーダーはその2000個から4000個と指摘されていることに明確に回答すべきである。そもそも、電波取扱いの現状で電磁波影響については慎重であることを指摘したい。

経ヶ岬は周辺に住宅があり、レーダー照射での航空機への影響については認めていることと合わせて、テレビ・ラジオ、携帯電話等への影響の実態を説明されたい。

また、4月に京丹後市の議員がつがる市のレーダー基地へ視察した際、500m以内に近づけなかったことや、携帯電話等を持つことも禁じていたことと矛盾する。

配備される、レーダーの最大出力はどれくらいで、その場合、人体にどんな影響があるのか十分に説明することが必要だ。そもそも米国内でこのレーダーを設置する場合、今回のような経ヶ岬の立地（近辺の200mに人家）は有りうるのか？ 設置基準や米国での実態を明らかにすべきだ。

台風でも、レーダー照射方向のズレについて、リスクが想定されているが、地震の場合はどうなるのか？「照射面がずれた場合には、レーダー照射は停止されるものと承知」とあるが、どのように停止する措置があるのか？「停止」までの時間がどれくらいかかるのか、手順や時間はどうなっているのか、つがる市配備での緊急時対処方法を示し明らかにすべきである。

加えて、大容量の発電システムにおける振動や90dbを超える騒音対策も明確ではない。

ヘリポートへの進入ルートについても、問題がある。特に冬場や風がきつい時に、海側から進入するなど、ヘリの運航を可能とする措置の調整要領の現行基準（つがる市）や手順も提示して説明すべきである。

また、一日5万リットルの水がなぜ必要なのか？ どのように確保の見込を立てるのか示すべきである。

4) 治安問題について

米軍関係者が絡む事件について、公務外であれば「日本側が第一次裁判権を有し」、「適正に処罰されて」おり、「日米地位協定により処罰が疎かになったり」、「訴追や裁判等

から守られているといった事実はありません」と言い切っているが、実態とは違う。

沖縄や、横須賀・佐世保でも、米兵や軍属の問題が多発している。100名を超える米軍の警備契約会社となる契約社員は、ほとんどが元は米軍人と聞いている。米軍関係者と警備契約会社の社員は、基地施設内には住めないの、基地外に居住していることである。少なくとも130名以上が、基地施設外に居住する。事件・事故が起きたらどうするのか？

また、地域住民や関係自治体、警察も含めた態勢をとらなければ、事件・事故への不安に対処できない事自体が心配である。

さらに、「公務中」であるとの言い逃れや、基地の中に逃げ込んで日本警察の逮捕・拘束を逃れているのが、米軍基地地域で問題になっているはずだ。「全て日本側が第一次裁判権を有し、日本の関係法令に基づき適正に処罰されている」のであれば、責任ある事実を数字で示すべきである。また、沖縄では日本側に犯罪人への第一次裁判権が実質運用されていない実態が問題となっていることも指摘する。

5) 地域にたいする具体的なメリットについて

回答では、「米軍再編特措法に基づく交付金の交付」と「周辺環境整備法に基づく助成」があるが、「再編特措法」は時限的である。「周辺環境整備法」の助成は使途がかなり限定されていることについて、説明が不足している。

施設建設工事等に伴う地元への支出も、地元参入は極めて限定されているはずだが、飲食等に伴う地元への支出や地元住民の雇用について、つがる市での実態を詳細明らかにすべきである。安易な期待を煽るかのような、説明は実績を伴う実態を示さずに行うべきではない。

以上、詳細については、別紙を参照されたい。

最後に、米軍専用レーダー基地設置の撤回を求める京都府民の会は、4月23日の準備会開催を経て、安倍首相および山田知事に対する基地設置反対の署名を提起し、既に署名行動に取り組みつつあります。

また、5月22日には、米軍専用レーダー基地設置の撤回を求める京都府民の会結成集会を開催し、つがる市での米軍専用レーダー基地の実態を含めて米国のミサイル防衛戦略つまり米国の核戦争計画に組み込まれる危険性と問題を明らかにして、設置計画の撤回まで府民的な運動に取り組むことを表明するものです。

以上